

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 10 月 12 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

國民年金關係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700294 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700031 号

## 第1 結論

昭和 45 年 \* 月から平成元年 \* 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 \* 月から平成元年 \* 月まで

私は、亡くなった母親から生前、私の年金に関して、平成元年頃に社会保険事務所（当時）から、「まもなく 40 歳になりますと、年金加入の資格がなくなります。これまでの 20 年間分を一括納付すれば、資格が継続されます。」という手紙が来たので、母親が請求期間に係る保険料として、14 万円余を自宅近くの郵便局で一括納付したとの話を聞いた。

請求期間に係る領収書は見当たらず、当時の状況を確認する術はないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、請求者のオンライン記録の国民年金被保険者資格の入力処理日により、平成 3 年 12 月頃に払い出されていることが推認できることから、請求者に係る国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われたと考えられ、当該加入手続時点では、請求期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することができない。

なお、請求者は、母親から請求期間の国民年金保険料として一括納付した金額は、14 万円余であったと聞いた旨陳述しているが、オンライン記録によると、平成 3 年 12 月 25 日に請求期間直後の平成元年 \* 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できるところ、当該期間に係る当時の保険料額は 14 万 800 円である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700284 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700032 号

## 第1 結論

昭和 62 年＊月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 42 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 62 年＊月から平成 2 年 3 月まで

私の母親は、私が大学生で 20 歳になった昭和 62 年＊月頃に私の国民年金の任意加入手続を行い、私が大学を卒業した平成 2 年 3 月まで国民年金保険料を毎月金融機関で納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間当時、大学生は国民年金の任意加入被保険者であったところ、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間とされている。

また、オンライン記録によれば、請求者は平成 2 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該厚生年金保険の記号番号が、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月 1 日に基礎年金番号として付番されており、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 11 年 5 月 1 日（国民年金資格取得日）から当該資格取得日をオンライン記録に入力処理した同年 6 月 8 日までの間に、請求者に係る国民年金の加入手続が行われたことが推認できる。

さらに、基礎年金番号制度が導入される前に国民年金の加入手続を行っていれば国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出されることになるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、平成 9 年 1 月 1 日に付番された基礎年金番号以外に請求者の氏名及び生年月日に一致する国民年金番号又は基礎年金番号は見当たらない。

そのほか、請求者の母親が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。